

歩きタバコ対策

パブリックコメントの結果報告について

新宿区では、区民の声委員会をはじめとするこれまでの様々な議論や、昨年未発表された「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」の「宣言」等を踏まえ、現行の「新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例」を一部改正し、新宿の地域特性にふさわしい新たな歩きタバコ防止対策に取り組むにあたり、平成17年2月25日（広報掲載は3月5日）から3月25日まで、パブリックコメント制度により、区民の皆様からご意見を伺いました。

区からお知らせした内容は、

条例一部改正の主な内容として

1 「歩きタバコ」（路上喫煙）を禁止します

- ・受動喫煙やたばこの火が接触する危険を防止するため、区内全域で道路上における喫煙を禁止します。（特に定められた喫煙場所を除く）
- ・区民等（在勤・在学の方、買い物・娯楽等で訪れる方、通過する方を含む）は、公園、広場などで喫煙する場合は、受動喫煙を防止するように努めることが必要です。
- ・公園、広場等の管理者は、分煙に配慮した施設整備等、適切な管理に努めることが必要です。

2 責務と役割を明確にします

- ・区、区民等、事業者等の責務と役割を明確にした規定を設けます。

実施を予定している主な施策として

1 キャンペーン・パトロール等を実施します

- ・区民や事業者等と協働し、駅頭などを中心にした継続的なキャンペーンをはじめ、様々な方法でPR活動を行います。また、指導員（8組16名）によるパトロールにより、歩きタバコをしている人に対して個別に注意を促し、その場でタバコを消してもらうことで実効性を高めます。特に苦情の多い通勤時などの時間帯や場所に集中的にパトロールやキャンペーンを投入して効果をあげます。

2 予防対策を推進します

- ・特に苦情の多い通勤時間帯の歩きタバコをなくすために、区内の企業や大学等に対し、従業員や学生に対する喫煙マナーの徹底策を要請し、路上喫煙を未然に防止します。区は事業所に対し、条例の趣旨の説明、社内掲示物・配布物の提供、ビデオの貸出など研修用ツールの提供、講師の派遣等の支援を行います。

3 公園の分煙化を推進します

- ・大規模公園では受動喫煙を防止するため施設を整備して分煙を推進します。小規模な

公園等では、地域の住民の皆さんのご意見を伺いながら、適切な管理を推進します。

これに対して、97通（メール：66通、文書・FAX：31通）のご意見をいただきました。

主要意見と区の回答は下記のとおりです。

1 区内全域での路上喫煙禁止（反対29、賛成13）

反対： 区内全域での禁止は行き過ぎである（禁止区域を限定すべきである）。
人ごみはともかく、人通りの少ない路上で携帯灰皿を用いての喫煙は許可すべきである。

賛成： 個人的な趣味嗜好である喫煙を公共の場で行い、一方的に不利益を与えることが問題なのであり、区内全域での路上禁煙に賛成である。
路上喫煙の是非について、喫煙者の自覚にまかせると迷惑な路上喫煙が増えるので、全面的に禁止すべきである。

回答 以下の理由で、区内全域で路上喫煙を禁止する必要があります。

迷惑でない状況の判断基準が喫煙者と非喫煙者で異なること、区域指定をすると区域外での喫煙が増える例が他の自治体で多く見られることなどが、現実的な課題として明確になっています。

新宿区では「歩きタバコをなくそう！新宿フォーラム」を6ヶ月にわたり、多くの方々の参加を得て実施してきた結果、公共の場としての道路では、いかなる地域でも、受動喫煙やたばこの火の危険を防止する必要があると判断しました。

最近では、他の自治体でも全域での路上禁煙が広がってきています。

2 罰則（必要11、不要11）

罰則は必要：罰則なしでは実効が上がらない。

罰則は不要：抑圧的だし、他区の例を見てもきりがいい。税の投入も反対である。

回答 取り締まることが目的ではなく、マナーを守り路上喫煙をなくすことが目的なので、新宿区の特性を考えた効果的な方法として、個別啓発活動としてのパトロールや、事業所等を通じた予防対策などにより路上喫煙をなくしていきます。

3 喫煙所の整備（必要 32、反対 6）

必要： たばこ税を財源にして喫煙所を整備し、喫煙者の納得を得られる対策を採るべきである。

たばこ生産者にも費用負担させて、駅や大型施設などに喫煙所を設置するべきである。

反対： 健康増進法に逆行するので、安易な喫煙所設置には反対である。

店先の灰皿は歩行喫煙を誘発するし、そこから道路に流れる煙も迷惑なので、禁止すべきである。

回答 駅周辺等で受動喫煙にならないところへの喫煙所設置は、路上喫煙禁止を実効性のあるものにするための過渡的な措置として一定程度必要と考えています。設置にあたっては、鉄道事業者への用地提供依頼や、たばこ製造者等の負担を求めていきます。また、従業員や利用者が、施設内を禁煙としたため路上で喫煙をすることがないように、事業者による適切な措置の実施を求めます。

一方、民有地の灰皿の規制は困難ですが、明らかに受動喫煙につながるものは設置者に移動を依頼します。

なお、たばこ税は特定の目的にあてる財源ではなく、広く様々な事業に使われる一般財源であり、歩きタバコ対策だけに使われる性質の税金ではありません。

4 公園の禁煙化（賛成 7）

公園は禁煙にしてほしい。子どもが煙を吸ったり、吸い殻を口に入れる心配がなく、のびのび遊べる環境を求める。

公園の分煙化のために受動喫煙を防止できる設備を設置すべきである。経費がかかるなら全面禁煙にしてほしい。

路上禁煙により公園が喫煙所と化す危険性がある。公園も併せて対策を行なうことに賛成する。児童遊園は施設の目的や性格から全面禁煙にしてほしい。

回答 大規模公園では受動喫煙を防止するための施設を整備して分煙を推進します。小規模な公園、特に地域の児童遊園等は、子育て支援の立場からも禁煙を原則として、地域の住民の意見を反映した適切な管理を行ないます。

5 P R（実施 26）

- ・言葉を明確に、解りやすく（路上喫煙、等）
- ・イエローカードの配布など。

- ・テレビ・コマーシャルを。
- ・外国語PRを。
- ・たばこの害に対する正しい広報を。
- ・路面表示をあちこちに。

回答 喫煙者の自覚を促しマナーを向上させることにより路上喫煙をなくすためには、PRは非常に重要と考えています。企業の社員等に対する組織的啓発などの予防対策も含め、あらゆる方法を検討していきます。

今後は、いただいたご意見を踏まえ、先にお知らせした内容に沿って「新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例」の改正案を作成いたします。PR等の具体的な方法については、寄せられたご意見を含め、あらゆる方法を検討していきます。

なお、パブリックコメントの詳細については、新宿区のホームページ及び新宿区環境保全課、区政情報課、各特別出張所の窓口をご覧ください。